

第 1 章

保健医療計画に関する基本的事項



第1節 計画策定の趣旨

（人口減少と高齢化の進展）

奈良県の人口は、平成12(2000)年から減少に転じ、高齢化が急速に進んでいます。65歳以上人口は、平成27(2015)年時点で38万9千人で、県人口の28.7%を占めており、全国平均の26.6%を上回っている状況です。今後も、高齢者の人口は増え続けるものと推計されており、団塊の世代が後期高齢者になる平成37(2025)年時点では、65歳以上人口は41万7千人となり、県人口の32.6%（全国平均は、30.3%）を占め、75歳以上の後期高齢者人口は25万4千人で県人口の19.8%を占めると予測されています。

（地域医療構想の実現）

急速な高齢化の進展に伴って、医療のあり方は「病院完結型」の根本的治療から、高齢者を中心とした病気と共存しながら生活の質の維持・向上を目指して、地域全体で治し支える「地域完結型」の医療に転換することが求められています。

このため、奈良県では平成28(2016)年3月、団塊の世代が後期高齢者になる平成37(2025)年を目標年次とした「奈良県地域医療構想」を策定しました。この構想において、医療機能の分化と連携、在宅医療を含めた地域包括ケアシステムの構築を進めています。

（医療提供体制の構築）

急速な少子・高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）及び在宅医療について、これまでの取組により一定の整備が進んできましたが、引き続き、県民が安心して医療を受けられる体制を構築することが求められています。

（医療従事者等の養成・確保と適正な配置）

地域の医療提供体制を構築するため、将来の需給動向を踏まえた医療従事者等の養成・確保を進めるとともに、医療機能の分化や連携、地域包括ケアシステムの構築に対応した医師の適正な配置を行う必要があります。

（第7次保健医療計画）

このような状況のなかで、厚生労働省から示された指標値などにより、現状把握と分析を行い、課題や解決策を整理したうえで、このたび、「第7次奈良県保健医療計画」を策定しました。

なお、計画の策定においては、特に同時改定となる「第7期奈良県介護保険事業支援計画」との整合性を重視しました。

第2節 基本理念

すべての県民が、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて、必要な医療、介護、福祉のサービスを適切に受けられる、持続可能で効率的な医療提供体制の構築を目指します。

(1) 目指す姿

1) 必要な医療・介護を適切に受けられる体制の構築

適切な時期に必要な医療を受けられる質の高い医療提供体制を構築するとともに、医療と介護の連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

2) 奈良県地域医療構想を踏まえた持続可能で効率的な医療体制の構築

病院機能の分化と連携を進め、急性期における医療機能の集約化を図るなど地域医療体制の整備を図ります。

3) 社会保障制度改革への総合的な取組

社会保障制度の持続可能性の確保を図るため、国民健康保険県単位化、医療費適正化計画との統合的な取組を進めます。

4) 健康長寿日本一を目指す取組

県民一人ひとりが健康づくりに取組み、健康でいきいきと暮らす人が増える健康長寿な奈良県を目指します。

(2) 具体的な政策目標

1) 地域のニーズにあった急性期から慢性期までの病院機能の分化・連携

- ①救急医療や高度医療を担う「断らない病院」と地域包括ケアを支える「面倒見のいい病院」の機能強化と連携推進
- ②急性期機能の集約化
- ③病院機能の明確化と円滑な転換、病院数・病床規模の適正化

2) 県内の救急患者を断らない病院づくり

- ①一次から三次救急医療までの役割分担と連携
- ②軽症から重症まで初期診断が難しい患者にも対応可能なER型救急医療体制の整備
- ③救急医療や高度医療を担う「断らない病院」と地域包括ケアを支える「面倒見のいい病院」の機能強化と連携推進（再掲）

3) 在宅医療の充実、医療と介護の連携強化

- ①在宅医療への新規参入促進、訪問看護ステーションの強化等を通じた在宅医療体制の整備
- ②入退院調整ルールの新規策定などを通じた医療と介護の連携強化

4) 医療従事者の養成・確保と適正な配置

- ①医療機能の分化や連携、地域包括ケアシステムの構築に対応した医師の配置
- ②へき地で必要な医療従事者の確保とそれを支援する体制の整備
- ③複数の疾患を抱える高齢者の増加に対応する幅広い診療能力を持つ医師の養成
- ④医師が魅力を感じる研修体制の構築

- ⑤看護の質を高めるためのキャリア形成の支援
- ⑥医療従事者の「働き方改革」の推進

5) 医療の質の向上

- ①医療機能の見える化・データ分析と情報提供
- ②医療安全の確保に向けた取組

6) 疾病予防・重症化防止対策

- ①健康的な生活習慣の普及
- ②要介護原因となる疾病の減少
- ③要介護とならないための地域の取組
- ④早世原因となる疾病の減少
- ⑤早世・疾病の重症化を防止する医療体制の充実

第3節 計画の性格

- (1)この計画は、医療法第30条の4に基づく医療計画の内容を含むものであり、本県における医療提供体制の確保を図るための基本的かつ総合的な計画です。
- (2)この計画は、県民の健康寿命の延長を目標とする「なら健康長寿基本計画」における医療分野の計画として位置付けます。
- (3)周産期医療分野の計画は、周産期医療体制整備計画を兼ねるものとしします。
- (4)「奈良県がん対策推進計画」、「第3期奈良県医療費適正化計画」、「自殺対策計画」、「奈良県高齢者福祉計画」、「第7期奈良県介護保険事業支援計画」、「奈良県障害福祉計画」等の関連する計画と整合を図り策定しています。
- (5)この計画が、市町村にとっては保健医療行政施策の展開の、医療機関や関連する団体等にとっては今後の活動の、そして県民にとっては本県の医療提供体制の実情を理解し主体的に医療を受けるための、各行動の指針となることを期待するものです。

第4節 保健医療計画の期間

計画期間は、平成30(2018)年度から35(2023)年度までの6年間としますが、在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を変更するものとしします。